

**自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について**

1. 背景

我が国の自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

また、自動車の安全性の向上や国際流通の円滑化を図る観点から、世界の知見を活かした装置ごとの技術基準を策定するため、「車両等の世界技術規則の作成に関する協定」（以下「技術規則協定」という。）に平成 11 年に加入し、積極的に活動を推進しているところです。

今般、「制動装置に係る協定規則（第 13 号）」、「衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第 131 号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 160 回会合において採択され、平成 26 年 2 月 13 日に発効されます。これに併せ、車両安定性制御装置の装備義務の拡大並びに衝突被害軽減ブレーキの基準強化及び装備義務の拡大を行うこととします。また、「圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則（第 130 号）」の試験方法を導入することとします。

さらに、技術規則協定に基づき同会合において策定された「水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則（第 13 号）」についても、国内基準へ導入することとします。

これらを受け、また、その他必要な措置を講ずるため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）等を改正することとします。

2. 改正概要

（1）高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等に関する改正

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係）

圧縮水素ガスを燃料とする自動車に関する基準を「水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則（第 13 号）」と整合させます。主な改正概要は以下のとおりです。

【適用範囲】

- 圧縮水素ガスを燃料とする車両総重量 4540 kg 未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 衝突試験後の要件に関し、以下の内容等について規定を新たに追加することとします。
 - (a) 自動車の衝突後に水素ガスの漏出により車室の水素濃度が 4 % を超えないこと
 - (b) 自動車の衝突後であっても少なくとも 1 か所でガス容器が車両に固定されていること
- 車室等の水素濃度が 1 ～ 3 % を超えた場合に運転者への警告をし、2 ～ 4 % を超えた場合に燃料の供給を遮断することに改めることとします。

【適用時期】

- 平成 29 年 2 月 13 日以降に製作された自動車

② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係）

圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器取り付けに関する試験方法等について、「圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする自動車に係る協定規則（第 110 号）」のガス容器取付の安全性の試験方法と同一のものにします。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

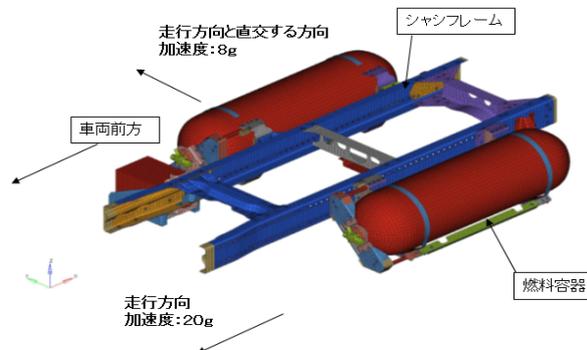
- 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器は、燃料満載時に以下の加速度に耐えられるように車両に取り付けるものとするよう改めることとします。

（専ら乗用の用に供する自動車）

- 1) 乗車定員 9 人以下のもの
 - (a) 走行方向に 20G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 8 G
- 2) 乗車定員 9 人を超え、車両総重量 5t 以下のもの
 - (a) 走行方向に 10 G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 5 G
- 3) 乗車定員 9 人を超え、車両総重量 5t を超えるもの
 - (a) 走行方向に 6.6 G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 5 G

（貨物の運送の用に供する自動車）

- 1) 車両総重量 3.5t 以下のもの
 - (a) 走行方向に 20 G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 8 G
- 2) 車両総重量 3.5t を超え、12t 以下のもの
 - (a) 走行方向に 10 G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 5 G
- 3) 車両総重量 12t を超えるもの
 - (a) 走行方向に 6.6 G
 - (b) 走行方向と直交する水平方向に 5 G



【適用時期】

- 新型車 : 平成 29 年 2 月 13 日以降
継続生産車 : 平成 31 年 2 月 13 日以降

(2) 制動装置に関する改正

① 制動装置（細目告示第15条第2項、第93条第2項、第171条第2項関係）

「制動装置に係る協定規則（第13号）」の適用関係等について、以下の改正を行います。

【適用範囲】

- 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車を除く。）

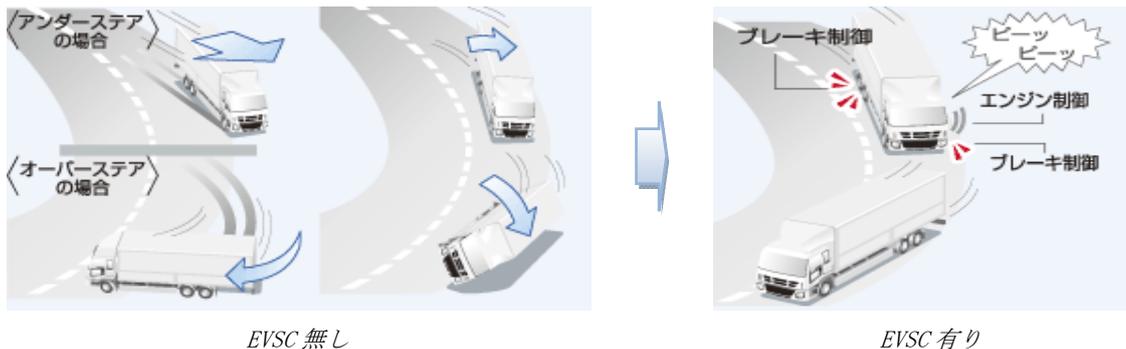
【改正概要】

- 車両安定性制御装置（EVSC）^{※1}について、現在装備を義務付けている自動車^{※2}に加え、上記【適用範囲】の全ての自動車^{※3}に対し装備を義務付けることとします。
- その他、協定規則の改訂等に伴う所要の改正を行います。

^{※1} 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置をいう。

^{※2} 右記参照：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000136.html

^{※3} 車両総重量12t超の立席を有するバス、空気ばねを備えないトレーラー及び3.5t以下のトレーラーを除く。



【適用時期】

<車両安定性制御装置の装備義務>

（上段：新型車、下段：継続生産車、下線：今回の改正により対応するもの）

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの	5t以下	(平成27年9月1日) (平成29年2月1日)
	5t超12t以下	<u>平成31年11月1日</u> <u>平成33年11月1日</u>
	12t超	(平成26年11月1日) (平成29年9月1日)
貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量13tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	8t以下	<u>平成31年11月1日</u> <u>平成33年11月1日</u>
	8t超20t以下	<u>平成30年11月1日</u> <u>平成33年11月1日</u>
	20t超22t以下	(平成28年11月1日) (平成30年11月1日)

	22t 超	(平成 26 年 11 月 1 日) (平成 29 年 9 月 1 日)
貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量 13t を超えるものに限る。）	-	(平成 26 年 11 月 1 日) (平成 30 年 9 月 1 日)
被牽引自動車	3.5t 超	(平成 27 年 9 月 1 日) (平成 29 年 2 月 1 日)

② 衝突被害軽減制動制御装置（細目告示第 15 条第 7 項、第 93 条第 8 項、第 171 条第 8 項関係）

「衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第 131 号）」の適用関係等について、以下の改正を行います。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるもの

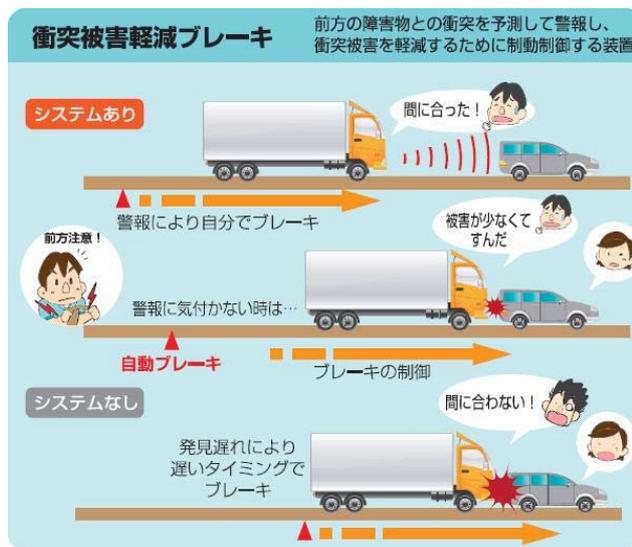
【改正概要】

- 制動制御に係る性能要件を強化します。具体的には、静止障害物試験において、衝突直前までに減速させなければならない減速幅を現行の 10km/h から 20km/h に強化するとともに、移動障害物試験における前方障害物の移動速度を 30km/h から 10km/h にするなどの要件の変更を行います^{※1}。
- この強化した衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）^{※2}について、上記【適用範囲】の全ての自動車^{※3}に対し装備を義務付けることとします。
- その他、協定規則の改訂等に伴う所要の改正を行います。

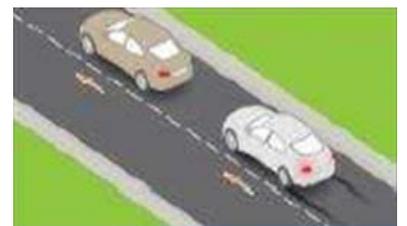
※1 車両総重量 5t 以下のバス及び 8t 以下のトラック（空気圧式制動装置を備えるものを除く。）並びに 5t 超のバス（液圧式制動装置を備えるものに限る。）にあつては緩和要件あり。

※2 前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置をいう。

※3 高速道路等において運行しないものを除く。



静止障害物試験



移動障害物試験

【適用時期】

(上段：新型車、下段：継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	12t以下	平成31年11月1日 平成33年11月1日
	12t超	平成29年11月1日 平成31年11月1日
貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量13tを超えるものを除く。)	3.5t超8t以下	平成31年11月1日 平成33年11月1日
	8t超20t以下	平成30年11月1日 平成33年11月1日
	20t超22t以下	平成30年11月1日 平成32年11月1日
	22t超	平成29年11月1日 平成31年11月1日
貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量13tを超えるものに限る。)	-	平成30年11月1日 平成32年11月1日

(3) その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

3. 公布・施行日

公布：平成26年2月13日

施行：公布の日

※協定規則等(原文)につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun13.html

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29glob_registry.html